

亀山市告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和4年12月26日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21947
- 3 路線名 川合50号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点		最小	最大
川合町字八ツ八 846番56地 先	川合町字八ツ八 903番1地先	215.90	最小	4.00
			最大	13.10

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21948
- 3 路線名 川合51号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点		最小	最大
川合町字八ツ八 846番41地 内	川合町字八ツ八 846番41地 内	42.80	最小	6.00
			最大	13.66

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 41343
- 3 路線名 西野1号線
- 4 道路の区間

区間		延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
起点	終点			
関町会下字西野 1066番10 地内	関町会下字西野 1066番10 地内	125.30	最小	6.00
			最大	13.07